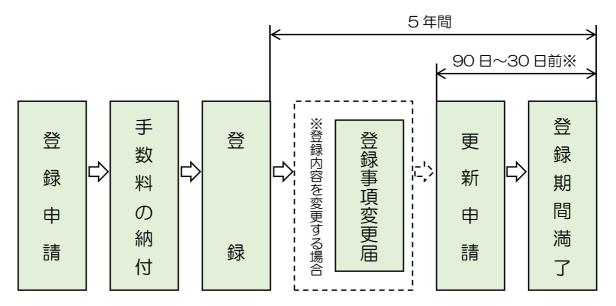
屋外広告業の登録

「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいい、香川県内(高松市内を除く。)で屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行う場合は、県内に営業所があるか否かを問わず、香川県知事に屋外広告業の登録を受ける必要があります。また、登録申請の際には、一定の要件を満たした業務主任者を選任し、県内で営業を行う営業所ごとに設置することが必要です。

○登録申請から登録期間満了までの流れ



※更新の登録の申請は、有効期間の満了の日の 90 日前から 30 日前までの間に行ってください。

○登録申請手続について

登録を受けようとする場合には、屋外広告業登録申請書(第11号様式)に、手数料として10,000円分の香川県証紙を貼付し、必要書類(次頁参照)を添付して提出してください。

新規•更新登録添付書類

◆登録申請者が法人の場合の添付書

添付書類	登録申請者	法人役員	業務主任者
		(監査役を除いて全員)	(全員)
誓約書(第 12 号様式)	0	_	_
略歴書(第13号様式)	0	0	_
登記事項証明書	0	_	_
住民票抄本	_	0 (%1)	0 (%1)
資格証明書の写し	_	_	0

^{※1} 該当者が香川県内に住所を有する場合は、住民票抄本の添付を省略することができます。

◆登録申請者が個人の場合の添付書

添付書類	登録申請者	業務主任者	法定代理人
		(全員)	(未成年の場合)
誓約書(第12号様式)	0	_	_
略歴書(第13号様式)	0	_	0 (%2)
登記事項証明書		_	_
住民票抄本	0 (%1)	0 (%1)	0 (%1, %2)
資格証明書の写し	_	0	_

- ※1 該当者が香川県内に住所を有する場合は、住民票抄本の添付を省略することができます。
- ※2 法定代理人の略歴書、住民票抄本は、登録申請者が営業に関し、成年者と同一の行 為能力を有しない未成年者である場合に提出してください。

口業務主任者

屋外広告業者は、県内で営業を行う営業所ごとに、業務主任者を選任して、

- 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令等の規定の遵守に関すること
- ・広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は 掲出物件の設置に係る安全確保に関すること
- ・ 条例第36条に規定する帳簿の記載に関すること
- その他、屋外広告業の業務の適正な実施の確保に関すること

の業務の総括を行わせなければなりません。(条例第34条第2項)

■業務主任者となることができる要件(条例第34条第1項)

- ① 国土交通大臣の登録を受けた法人(登録試験機関)の試験合格者
- ② 都道府県、指定都市又は中核市が開催する講習会の課程を修了した者
- ③ 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は法定職業訓練修了者であって 広告美術科又は広告美術仕上げに係るもの

□登録期間

屋外広告業の登録有効期間は5年間です。5年ごとに更新の登録を受けないと、登録の効力はなくなります。更新の登録を受けるためには、現に受けている登録の有効期間が満了する日の90日前から30日前までの間に、更新の登録申請(手数料は新規と同様10,000円です。)をしなければなりません。

○登録事項の変更の届出について

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内にその内容を届け出なければなりません。屋外広告業登録事項変更届出書(第14号様式)に、次の書類を添付して届出してください。

◆変更届出の添付書類

交叉油田 切 加 10 自 級			
変更事項		添付書類	
氏名又は名称及び住所並び	法人	• 登記事項証明書	
に法人の代表者の氏名	個人	• 住民票抄本	
		• 登記事項証明書	
法人の役員の変更		• 誓約書(第12号様式)	
(監査役を除く)		• 略歴書(第13号様式)	
		• 住民票抄本	
営業所の名称及び所在地の変更		• 登記事項証明書(商業登記の変更が必要な場合)	
営業所の追加又は削除		• 登記事項証明書(商業登記の変更が必要な場合)	
法定代理人の変更 (登録申請者が個人の場合)		誓約書(第12号様式)略歴書(第13号様式)住民票抄本	
業務主任者の変更		業務主任者の資格証明書の写し住民票抄本	

〇廃業等の届出について

屋外広告業を廃業・廃止した場合には、その日から30日以内にその旨を知事に届出(様式第16号様式)なければなりません。(条例第32条)

廃業等の届出事由	届 出 者	
• 屋外広告業者の死亡した場合	その相続人	
• 屋外広告業者が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者	
• 屋外広告業者が破産により解散した場合	その破産管財人	
• 屋外広告業者が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人	
• 屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広	
	告業者であった法人を代表する役員	